

ボートレース鳴門西側No.1雨水排水ポンプ更新

仕 様 書

第1章 総 則

本仕様書はボートレース鳴門西側No.1雨水排水ポンプ更新に適用する。

第2章 内容

1.目的

老朽化し不良箇所が多い排水ポンプを更新(取替え)するものである。

2.納入場所

鳴門市撫養町大桑島字凷岩浜48-1(ボートレース鳴門)

3.概要

本契約のポンプ製作据付概要は、以下のとおりである。

1)排水ポンプ

・着脱式水中ポンプ	φ 200mm×22kw	1台
-----------	--------------	----

4.適用する図書及び基準

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1)揚排水ポンプ設備技術基準(案) | [河川ポンプ施設技術協会] |
| 揚排水ポンプ設備設計指針(案) | |
| (2)道路管理施設等設計指針(案) | [日本建設機械化協会] |
| 道路管理施設等設計要領(案) | |
| (3)ダム・堰施設技術基準(案) | [ダム・堰施設技術協会] |
| (4)水門鉄管技術基準 | [水門鉄管協会] |
| (5)日本工業規格(JIS) | [日本規格協会] |
| (6)日本電気工業会標準規格(JEM) | [日本電気工業会] |
| (7)日本電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) | |
| (8)電気設備技術基準 | |
| (9)四国電力社内規定 | |
| (10)労働安全衛生規則 | |
| (11)河川管理施設等構造令 | [国土交通省] |
| (12)その他関連法規、規定など | |

5.範囲

本契約の範囲は、水中ポンプの設計、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明、既存ポンプ撤去・処分までの一切とする。

第3章 条件

1.履行期限

水中ポンプについては、期限終了までに試運転調整ができるように更新(取替え)を完成しなければならない。

第4章 現場条件

1.搬入路

現場への搬入路については、現地確認を行うこと。

2. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

現地の交通状況等により必要な場合は、監督員と協議するものとする。この場合は、契約の変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任で処理する。

3. 関係機関との調整

請負者は、関係する機関と必要な調整を行う必要がある。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

承諾図書は、A4版装丁とし、契約締結の日から14日以内に2部(承諾後の返却分を1部含む)作成し、監督職員の承諾を受ける。

2. 完成図書等

完成図書はA4版装丁とし、提出部数は2部とする。

なお、完成図書の内容、編集等については監督員と打ち合わせのうえ作成する。

また、完成図書にはアフターケア体制について、機番及び装置毎の会社名、昼間、夜間等の緊急連絡体制を記載した内容を装丁する。

第6章 仮 設

1. 取替用電力

取替に使用する電力設備及び電力料金は、請負者の負担とする。

第7章 用地等

道路使用等関連機関との調整を図ること。

第8章 支給電力等

本契約の試運転調整に要する電力は、請負者の負担とする。

第9章 設 計

1. 一般事項

1) 請負者は、本章に示す設計条件等に基づき、設備の製造設計を行う。

2) 請負者は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性操作性及び保守管理を考慮した構造としなければならない。

2.計画諸元

1)φ 200水中ポンプ

- | | |
|------------|--|
| ① 口径、台数 | φ 200mm×1台 |
| ② 吐出力 | 8.0m ³ /min |
| ③ 全揚程 | 7.0m |
| ④ ポンプ電動機出力 | 22kw |
| ⑤ ポンプ仕様 | φ 200mm×8.0m ³ /min×22kw×1台 |

2)使用ポンプ

本契約に使用するポンプは鳴門市において納入実績のあるものを納入すること。

第10章 構造及び製作

1.一般事項

- 1)構造及び製作は、設計図書に示す設計条件・仕様に対して十分な機能を有し、耐久性・安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。
- 2)使用する機器、部品等は日本国内で調達可能なものとする。
- 3)本契約に使用する外注品は、JISまたはその他関係する規格、基準に合格した機器を使用し、その構造、性能、機能について請負者は責任を持つものとする。

2.主ポンプ設備

1)ポンプ

- | | |
|-------------|---|
| ① 形 式 | 水中ポンプ(着脱式・強制冷却タイプ) |
| ② 口 径 | φ 200mm |
| ③ 台 数 | 1台 |
| ④ 計 画 吐 出 量 | 8.0m ³ /min/台 |
| ⑤ 全 揚 程 | 7m |
| ⑥ 水 中 モ ー タ | スターデルタ |
| ⑦ 電 動 機 出 力 | 22kw×200V×60Hz (極数:6) |
| ⑧ 使 用 材 料 | |
| ケーシング | FC200同等品以上 |
| 羽 根 車 | FC200同等品以上 |
| 主 軸 | SUS420J2同等品以上 |
| ⑨ 付 属 品 | 水中ケーブル(ポンプ制御盤までの余長必要)
吊上げ用チェーン(SUS),専用工具
その他必要なもの |
| ⑩ 特 記 | ポンプコネクションは既設品流用とする。
(既設ポンプ:新明和工業(株)CN200-P) |

第11章 塗 装

1.一般事項

- (1)水中ポンプの塗装は200μm以上とする。
- (2)塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、現場搬入後にタッチアップ程度の補修を行い仕上げる。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工する。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装、現場補修等を行い、塗装を仕上げる。

3. 塗装の種類、塗装回数、標準膜厚は、監督員と協議し、決定する。

第12章 納入

1. 据付

- (1) 本契約の据付は、他の排水機場工事、及び、鳴門市のポンプ施設整備工事と関連するため、位置、本契約からの支給品など他の工事と調整を図り、適切な処理を行う。
- (2) 据付後、ポンプメーカーの立会の下、試運転確認を行う事。

2. 輸送

据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

3. 機械設備

- (1) ポンプ設備のケーブル、電線保護管は本契約に含む。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設及び他の構造物に損傷を与えないように留意する。

4. 取替材料の検査又は試験

取替材料は、請負者の自主検査記録を確認する場合がありますので、監督員から請求があった場合は、これに応じなければならない。

第13章 試験及び検査

本契約の段階確認は下記に示すとおりとする。

ただし、方法、日程、監督員による確認(検査)及び立会等については監督員と協議し、工場の段階確認は、日本国内の工場で行う。

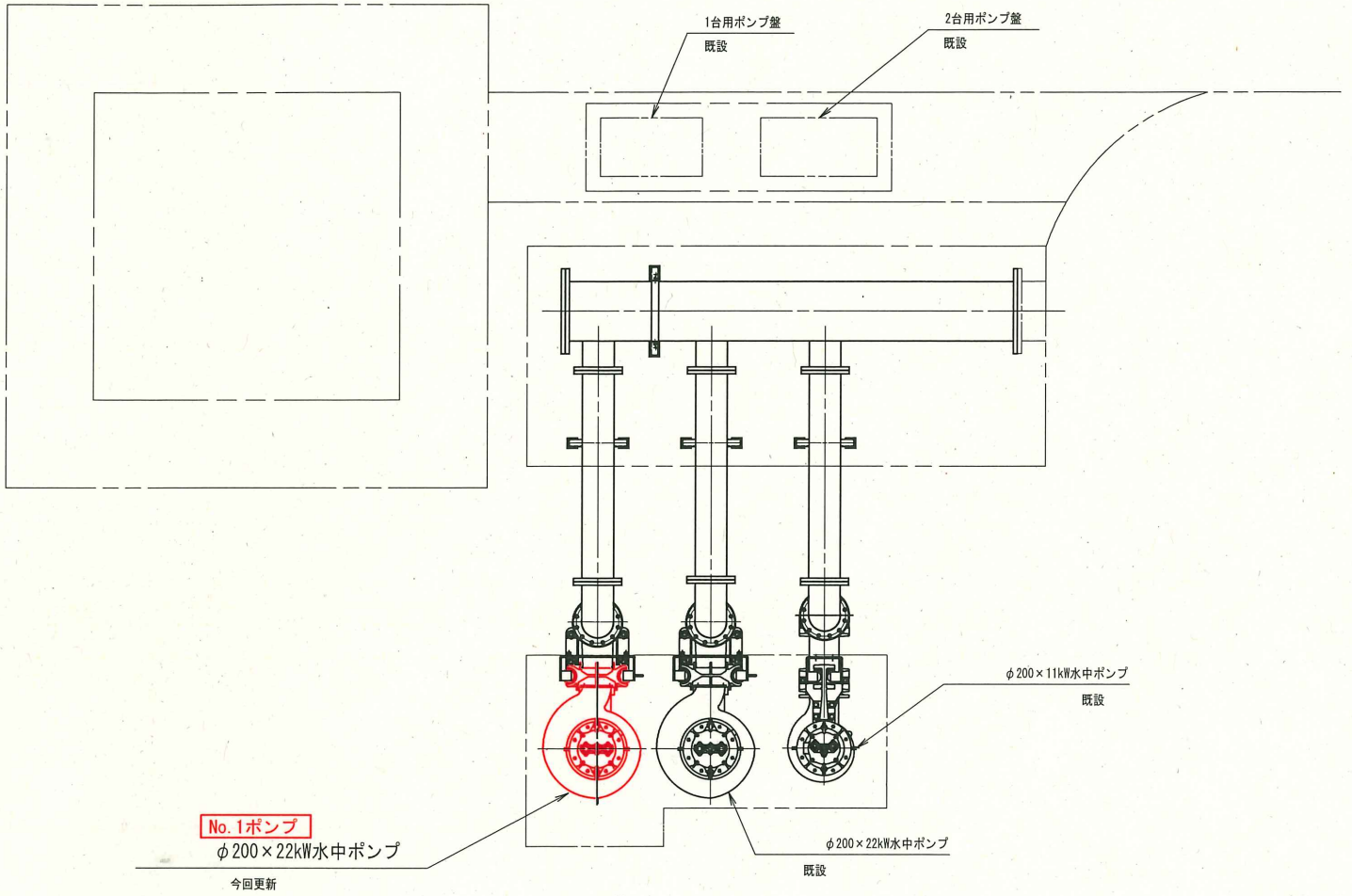
- | | |
|---------------|----------|
| (1) 材料確認 | (主ポンプ設備) |
| (2) 寸法確認 | (主ポンプ設備) |
| (3) 性能確認 | (主ポンプ設備) |
| (4) 機能確認 | (主ポンプ設備) |
| (5) 漏洩確認 | (主ポンプ設備) |
| (6) 塗装確認 | (主ポンプ設備) |
| (7) 試運転調整確認 | |
| (8) 総合試運転調整確認 | |

第14章 定めなき事項等

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理する。
2. この仕様書に定めなき事項又は、この取替に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議する。

ボートレース鳴門西側No. 1 雨水排水ポンプ更新

平面図



外形寸法図

